

(第九部)

第五回参議院厚生委員会會議録第十五号

昭和二十四年四月二十五日(月曜日)
午前十時五十七分開会

本日の會議に付した事件

○健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○理事(堀井伊之吉) 開会いたしました。健康保険法の一部を改正する法律案と厚生年金法の一部を改正する法律案が、先議として付託されました。これは両方とも緊密なる關係を持つておりますので、一括して議題に上せてよろしくご意見を申し上げます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(堀井伊之吉) 御異議ないと認めます。提案理由の説明につきましても、大臣並びに次官が止むを得ざる事情があつて御出席困難のようでありまします。従つて各関係局長から御説明願つてよろしくご意見を申し上げます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(堀井伊之吉) 御異議ないと認めます。それでは健康保険法の一部を改正する法律案につきましてもの説明を願います。

○政府委員(宮崎本一) 只今議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案の提案理由につきましても、御説明申し上げます。健康保険制度におきましては、昨年八月に法律が改正されましたが、又社会保険診療報酬支拂基金法が制定されたにしましても、保険診療の円滑化が図られた次第であります。それ

以來被保険者の経済生活の逼迫と、他面診療担当者の全面的協力等によりまして、保険診療の件数及び金額の異状な上昇を來しまして、保険経済の危機を招いておる現状であります。ここに

おきまして政府といたしましては、保険経済の收支の均衡を図るために、保険料率を千分の四十から千分の五十に引上げまして、保険料収入の増大を図りますと共に、他面被保険者の療養の給付について一部負担金として初診料に相当する額を負担させることとした

しまして、保険経済の收支の均衡を図るようになした次第であります。又

被保険者の標準報酬を給與の實情に併せまして、最低二千円から最高二万四千円までの十九等級に整備いたしました

と共に、健康保険委員会を健康保険審議会と改めまして、その組織権限等を明確にし、又被保険者の負担すべき

保険料を納期限を過ぎても納付しない事業主に対して一定の罰則を認める等の改正を図つておる次第であります。

何卒御審議の上速かに御決定あらんことを希望する次第であります。

○理事(堀井伊之吉) 續いて厚生年金法の一部を改正する法律案について。

○政府委員(宮崎本一) 只今議題となりました厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につき提案理由を御説明申し上げます。厚生年金保険におきましては、標準報酬を基準といたしまして、各種の保険給付を行なつておりますが、現在支給している障害年金の中には、標準報酬の最高制限額が六百

円であつた当時の極めて低い標準報酬に基いて、その額を算定したものがあ

ります。今日におきましては、その額は余りにも少額でありまして、生活を保障する

とは言ひ得ない状態にありますので、これをできる限り増額いたしまして、

実生活に適合した保険給付をしようとするものであります。

又標準報酬につきましては、從來最低三百円から最高八千円までを、二十七等級に区分してあつたのであります。が、今回健康保険法におきましては、その標準報酬の最高額を引き上げ、その区分を十九等級に整理しようとい

は、その最高額は八千円までとせしめては、その最高額は八千円までと止め、その区分を健康保険の区分と同様に整理いたしまして、事業主及び被保険者の利便を図ろうとするものであります。尚標準報酬の算定方法及び

延滞金の引き上げ等につきましては、健康保険法と同様にいたしまして、地方廳の事務手続を統一し、併せて事業主の事務負担を軽減しようとするものであります。その他関係法令の改廃に伴ひ若干の改正を企図しております

が、何卒よろしく御審議の上速かに可決せらるるようお願い申し上げます。

○理事(堀井伊之吉) 續いて、健康保険法の一部を改正する法律案の内容の御説明を願います。

○政府委員(宮崎本一) 健康保険法の一部を改正する法律案につきま

しますが、少しく詳しくこの点につきまして申し上げたいと思つてござい

ます。前に一度申し上げたと思つてございしますが、健康保険の今日の保険経済は、この制度創立以來の大きな危機になつておるのでございまして、二十三年度におきましては、遂にその官署におきまして、医療給付の金を拂ひ切れなかつたというやうな状態に立至つたのでござい

ます。この状態につきましても、いろいろ現行法を検討いたしまして、二十四年以後におきまして、何とか保険経済の確立をいたしたいとい

ことを主になしたしまして、法律の改正をいたしたのでござい

ます。そこでこの改正の要点につきまして、一つは標準報酬の改訂ということと

ござい

高方は二千円刻みというにいたしまして、十九等級にこれを整理して、このようにいたしまして現在の労働賃金の状態と合うやうに改正をいたしたいと思つてござい

ます。この刻み方は先程申しました厚生年金保険法の標準報酬も同様の刻み方でございます。ただ厚生年金の方は、最高八千円に止めたところが違つてお

ります。それから追つて提案があると思つたのでござい

ます。それから追つて提案があると思つたのでござい

ます。それから追つて提案があると思つたのでござい

ます。それから追つて提案があると思つたのでござい

ようなことになりますと、保険医は非常に困るのでございます。この点について一つお尋ねしたい。

○政府委員（高橋本一君） 一部負担制度を開きますに当りまして、その点が非常に心配なのでございます。或いは

なものにまで、一部負担金を課ける方

濟済立の上におきまして、この程度の

か。

ております被保険者で業務上の場合

非常心配なものでございます。或いは

この被保険者の扶養家族の診療につき
ましても、五割の一部負担をしてい
るわけでございますが、年度の初診料に
つきましても、これらの金を被保険者
がお医者さんのところに行きまして拂
われない。そのために一部負担制度は
お医者さんの負担になつてしまふとい
うことは、これはこの法律改正の趣旨で
はございせん。そこで私共といたし
ましては、この点を考慮いたしまし
て、実は先般一部負担制度が布かれ
るようになるからして、地方廳とい
まして、或いは保険医の方々、或いは
組合、或いは被保険者等に予め準備を
して、一部負担制度が布かれても、そ
れを拂わないというようなことのない
ように準備をして置きたい。但しまだ
國會の承認を経た直ちにそういう仕事
に移り得るような準備をして置くよう
にということを知らしてやつたのでご
ざいます。一昨日も民政部長會議が
ございまして、この一部負担制度につ
いて國會を通りましたならば、そい
うことになるからして遺憾のないよう
にして貰いたいということを申し上げて
おきました。来月健康保険に関する保
険課長會議を開きますが、その際におき
ましても十分この点を注意するつもりで
ございます。又一般の健康保険組合、
或いは医師會等ともよく連絡をいたし
まして、これらの対策につきまして十
分周知徹底を図りまして、一部負担金
が医療担当者の負担になるようなこと
のないようにいたしたいと思つたのでご
ざいます。

○中山善三 今年の被保険者が支
拂いせんとき口実として、今工場
の滞りで現金を一つも持つていない、
だからあとで持つて来ると言つてその
ままになるというのが非常に多かつた
ように聞いておつたのでありますが、
何か初診料を切符制度なんかにして、
前以て切符を買わして置いて、現金を
拂わなくてもただ医者のところへ持つ
て行けば代用するといふような方法
は、何かないのでございせんか。外國
ではそういうことをやつていふとい
うことも聞いたのですが……

○政府委員(宮崎本一) それらの点
につきましては、よく研究して見たい
と思つております。

○中平常太郎君 お尋ねしますが、現
在千分の四十といふのですが、これに
つきましては、一ヶ年にどのくらいの
赤字が出つたのですか。その点お
伺ひしたい。

○説明員(友納武人君) 昭和二十三年
度は千分の四十若しくは千分の四十四
でいたして参つたのでありますが、こ
れによりまして出ます赤字は、政府
管掌におきまして約七億でございま
す。

○中平常太郎君 お尋ねしますが、そ
の赤字といふのは純赤字でありますか。
つまり未収入があるために資金の
運営がでないのか、未収入を入れて
おらないところの赤字でありますか、
その点を伺ひたい。

ておりまして、極めて優良な成績を挙
げつたのであります。急にた
つた一年で悲鳴を上げていふような状
態になつていふのであります。こ
れは運営上の機構が何から欠けるとこ
ろはないか、例えば未収入の徴収方面
にルーズなところがあつたのではない
か。聞くところによると、各工場か
らの保険料は大部分未収入があつて、而
もそれが殆んど取れないのが大分ある
といふことを聞いております。今、中
山君も言われた通り、医者の方の支拂
も困るというのは、これは恐らく赤字
で困るのじやなくて、未収入のために
困るのではなからうかと思ふのであり
ますが、その点どうですか。

○政府委員(宮崎本一) 只今中平委
員の仰せになりました点につきま
して、私共も非常に困つていふのでござ
います。今日におきまして大体九割
程度の保険料が入つていふのでござ
います。今月の末までに丁度會計の出
納の閉鎖になりますので、それまでに
五分ぐらい取りまして、九割五分ぐら
いにしたいといふことでございま
す。九割五分ぐらゐにしたいとして
も、尙五億の赤字が確定額に對して生
ずるわけでございせん。これはどうい
うことかと申しますと、これは大体
毎年若干の未収入がございせんが、本
年は非常にその点が多く相成りまし
て、私共といたしましては、去年の十
二月におきまして、全國に保険料徴収
月といふことにして、十二月中は外
の仕事をするべき差控えてでも保険料の
徴収に當るべしといふことでやつたの
でございせん。そういたしましたとい
ふと、十二月頃で約八五%ぐらゐにな
つたのであります。一月、二月に又

下つて参りまして、そこで一月に最も
保険経済に影響のある大府縣の課長を
私の部屋へ呼びまして、そして十二
月で打ち切ることのないように、一月
も一つ續けて保険料の徴収に當るよう
にといふ話をいたしました。若し予算
のないところは差押処分まで及んで
も取つて貰いたいといふような強硬な
態度をもつて望んだのでございせん。
それから一月、二月と進んで、今日は
九割のところまで行つたのでござい
ますが、只今中山先生の言われましたよ
うに、突如として工場におきまして資金の
支拂すら滞つておるところもありま
すので、いろいろ手段を講じまして
も、なか／＼取れないところがあるの
でございせんが、何分にも保険料とい
ふものは毎月々々の給付の金でござ
います。この点は外のものとは違
ひまして、反對給付がありまする關係
上、いろいろ説明をし、或いは出掛
け、或いは呼びなどをしていたしま
す。或いは、大体納めて呉れる事業主
が多いのでございせん。併しどうい
なならないところも若干あるのでござ
いまして、その点につきましては今日の
經濟界の情勢上甚だ弱つたことである
と思つておるのであります。それから
もう一つ困りますのは、今日の場合に
おきまして、政府管掌の方はそれで済
みましたが、組合管掌の分があるわけ
であります。この分につきましては、
或いは中工場、大工場、中工場、
或いは中工場、大工場、中工場と
いふように、その経営の非常によろし
いところが組合を作つておるわけであ
ります。ところがそれはこの組合を作
りましたときにおきましては立派な工
場、事業場であつたわけでありま

が、年数を経過するに従ひましてそれ
が悪い工場になり、悪い事業場になつ
ておるところもあるわけでございます。
そこでそういう経営の思ひから
ざるもの、或いは保険の運営上好まし
からざるものにつきましては、組合を
解散させまして、そしてこれを政府
管掌に吸収するといふような処置に出
たいと思ひまして、若干の組合につ
きましては解散をいたされたのであり
ますが、本年におきましては日本經濟九
原則等の關係でいろいろ場合が起つ
て参りますと思ひますので、そういう
組合が日を経ましては、多くの赤
字を残して、どうにもならないよう
になつてから解散するといふことのない
ように、即ち、政府管掌が引き受けま
しても、そういう焼傷がないといふよ
うに見透しをつけて、これを解散
したいといふつもりで、その方針で
一昨日の民主部長會議にも指示をいた
したのでございせんが、組合の中にそ
ういふ弱いものがある、弱い組合があ
るために、保険料の収入がなく、基金
に支拂いが悪い、こういうことで基金
の医師に對する支拂いが少いという状
態がございせん。それからよい組合に
つきましては、これは保険料も上げ、
給付もよきものにしてやつておるの
でございまして、この点につきまして
は心配ないのでございせん。けれども、
今日の經濟界の状況等から見まして、
そういう点のありますことはお説の
通りでございせん。これが収入が調停
よりも少いといふ問題でございせん。
それから支出が増したといふことにつ
きましては、これは実は二十三年度にお
きましては、四月から七月の間は医
療の給付が一億五千万円内外であつた

第九部 厚生委員会會議第十五号 昭和二十四年四月二十五日

のでありますが、それが八月、九月からずつと増して参りまして、この増して参りました原因は、一つはこの前の法律改正によりまして、医療担当者であるお医者さんが全面的に健康保険に協力するという立場に出されたことと、それから単價を値上げいたしましたので、先程申しましたように、地方におきましては一点十円、六大都市におきましては一点十一円というように單價を上げました関係上、いわゆる慣行料金と保険料金との開きがないか或いは少くなつた、こういう関係でお医者さんの協力が増して来る。同時に医療費が非常に増額を來しておるということでございます。もう一つは先程申しました金詰りの関係がございまして、被保険者が従来ならば、どうも保険医を使うという／＼面倒だというようなことで、ポケットから金を出してお医者さんにかかつたという人達も、そういうことでなしに保険を全面的に利用するようになった、即ち保険制度本来の目的を發揮するようになった。これらいろいろことでお医者さんの協力を相俟ちまして、医療費が一億五千万円内外のもの、この八月頃から非常に増して参りまして、毎月一億ぐらゐ増して参りまして、遂に今年の一月には五億三千万円ぐらゐになり、二月には五億六千万円になつた。即ち年度当初におきまして一億五千万円であつたものが、年度末になりまして五億六千万円に毎月の支拂が殖えて來たというやうなことになる。私共國會にお願いをいたして予算を組みました當時とは非常な違ひが出て來ました。その後予備金も廻したり或いは會計法の改正をしつたりいたしまして、いろ／＼な方

法を講じましたけれども、予算が追つつかない、こういう状態になつたのでございませう。

これらのことにつきましては、保険制度の利用が満足すべき域に至つたといふことも言えるのでありますが、一面から申しますと、お医者さんの側において果して正しい請求をしておられるかどうかという点が、余りに殖えまするの点問題になりまして、日本医師會、日本歯科医師會の方々と協力いたしまして、この医療費の内容、医療費請求の内容等について今少し万全を期せうではないかと、このことになつた、医師會は医師會の立場から、政府は政府の立場から、保険医或いは健康保険関係者に呼びかけたのでございませう。そうして續いて保険医の監査を實行したのでありますが、その監査の結果、やはり若干不正不当の請求をする保険医も現れまして、それらの事例を挙げまして各方面に対して向一層の戒心を加えて貰いたいという要求をいたしましたのでございませう。本年も引き続きまして医療内容の適正化といふことにつきまして、政府は政府の立場から、医師會は医師會の立場から、保険医の指導、保険医の監査等を行つたしまして、正しき治療、正しき請求が行なわれまして、保険経済において正當な支拂ができるように努力したい、こういうつもりでおるのでございませうが、尙進みまして今少し、今日の保険担当者や政府との診療契約等について改訂の要があるかどうかというやうな点も検討を加へまして、イギリス等でいろ／＼なやり方があるのであります。又先般總司令部の社会保険制度に関する勧告等にもいろ／＼な示唆

がございませうので、それらを参考にいたしまして、健康保険が多年やつて参りました点数計算の仕方とか、或いは診療契約の仕方とかいうやうな点に、検討を加へなければならぬのではないかと。それらは一つ社会保険制度審議會の議題にいたしましてよく御検討をお願い、我が國將來の社会保険或いは社会保障における最も重要なポイントであるこの点を解決したい、こういうふうに思つてございませうが、現在いたしましては大体そういうやうな状態に相成つておるのでございまして、一部負担制度等の実施等によりまして、それらの是正が若干できるのじやないかと、こういう期待を持てておるわけでございます。

○中華書院編輯 續いて三未だ御質問したいのでございませうが、この請求券の正否の問題であります。巷間傳うところによりまして、お医者さんの方には誠に正直にやつておられる方もありますけれども、大体被保険者の証明或いは認め等のものは全くこれは科学的な考えを持つてないのでも、それだけの証明だつたならば何とでも書いたり、そのものに判を押したり、或いはそれを証明してそのまゝ医者の言う通りにしてしまふ、ところが負担者は事業主でありますから、それで私などの考えるのは、この負担をするところの事業主の方へ何の某、あなたの方からの従業員であつて、こういう病氣で來ておる、これ程の治療費が要つた、どういふやうな状態か治療したといふこと、そして金額がなんぼであるといふことが事業主の方へ通知が來て、事業主がよろしいと言つて認めを押して呉れるとなれば、事業主は

必ず被保険者に關してお前の病氣はこれこれ要つたといふがどうか、いや私はそういうものは買いませんといふやうなふりのお金を被保険者が言う場合があるからして、事業主金を出す方が側が承認を與えたやうな診療報酬の傳票に、いわゆる一種の医者のやつた仕事に對して事業主、支拂の側の証明書が付くといふやうにするならば、私は極めて公正に行くとおられるのであります。現在事業主の負担といふものが被保険者の拂うべき半額さへも事業主が負担してゐるのが大部分であります。とてども被保険者が半分負担しておらん、大体は事業主が皆負担しておら、これは事業主の方の側がその被保険者の診療費を承認するといふところに行くと、お医者様は極めて正直な診療請求券を出すやうになると思つてあります。この点に對する當局の考へ、改良されようという考へがあれば、その事業主へ照会をして、事業主の証明を取るといふところまでやる考へがあるかないかといふこと。それからもう一つは事業主が現在半分負担する管のものを全額負担をしておられると思はれるが、その状況と、もう一つはそれに対する基金の運営の全額は何程今あるか、この診療報酬を支拂う場合と入る側との関係を、それをどういふやうに調節しておられるか、その基金は幾らであるか、その基金が余りに過少に失しやしないかといふことをお尋ねする。それからもう一つは督促状が督促させれば百円に對して二十銭といふのは余りに不当に失する。それは税務署の所得税でも督促はしても罰金は來ない、超過のい／＼といふ場合に

初めて延滞が取られますが、そのときでも百円に對して二十銭であります。それをこゝで二十銭とあるが、これは極めて不当と思はれる点、この四つの点を御説明願ひます。

○政府委員(宮崎本一) 最初の問題でございませうが、診療いたしました診療の請求をした場合に、それを事業主の方へ廻して承認を求めてそれから基金で支拂う、こういうことがいふのではないかと御説であるのであります。が、その点につきましては曾て入院等につきまして事業主の承認を求めたことがあるのであります。その外につきましては、そういうことがなかつたのであります。今日においては事業主が承認するといふやうなことは医療費についてはないのではありません。これを事業主の方へ廻しまして、そういう承認をするといふ点につきましては、一つは迅速拂といふ点が事業主へ廻るために遅くなるのじやないかといふこと、もう一つは患者の治療の内容といふものを医師以外の人、何と申しますか、詳しく知るといふやうな点がどうかといふやうな点がございませう。であります。そういうやうな点から考へまして、事業主が診療内容を調べ承認するといふやうな制度をとつておらないのであります。今中山先生のおつしやいました被保険者を他に貸してやつたり、或いは事業主の方で家族の証明をしつたりといふやうな点につきましては、今はやつておりませんのであります。が、その関係上被保険者証や或いは家族診療がや／＼づになつたと思つては被保険者証の内容を今度変へまして、被保険者証の中で治療の内容がや

予備金も過したるに及ばず、金計法の改正
するし、又先般総司令部の社会保険制
度に関する勧告等にもいろいろ示唆
が来り、事業主がよろしいと言つて説
めを押し呉れるとなれば、事業主は
来ない、超過のいふところの場合に
ては、被保険者証の内容がや

や分かるような備を設けて、そこ
へお医者さんに書き込んで貰つて、そ
れによつてお医者さんが次の診療をす
るというようにしたいと思つてお
ります。そういたしますと、何人も
お医者さんを廻つて歩くというよう
な習慣もなくなり、治療内容に
つきましても被保険者がや納得が行
くのじやないかという点もございま
す。もう一つは被保険者証を人に
貸したり、或いは家族でもないものが
家族と称して治療を受けたりするよ
うな、濫用が防止できるのじやないか
という点も考えます。この被
保険者証そのものを、事業主の承認を
受けるという点まで今は考えておりま
せん。しかしそれらの点につきま
し、もう少し根本的に研究してみたい
と思つております。

それから基金の方において政府から
貰つた金、お医者さんに拂う金等にお
いて、それが生じておられるかとい
う話でございますが、確かにそれが生
じておられて、今日まで基金の不評
判を來しておるのでございます。しか
し基金の基本金は百万円でございま
して、これを何億か或いは十何億に上
げまして、それによって基金が保険者からの
収入が入らなかつた場合に、これを補
填してやつて行くというような制度に
するかどうかという点につきまして
は、基金法を制定いたします際におき
まして、随分関係の方面と折衝いたし
たのでございまして、基金というもの
は要するにこれは保険者からの金を
プールして医療担当者に支拂うだけの
ものであつて、それが立替えて拂うと
か或は借金をして拂うというような意

味のものではなく、單にこれは受取つ
た金を円滑に拂うという制度にしか
ねばならないといふことで百万円の基
本金になつたのでございまして、その
百万円の基金も余程のことがなければ
使われないといふことに相成つてお
るのでございまして、これを今先生の言
われまじやうに殖やして、この
金を運用して基金の支拂の円滑を図
るというようなことは今日未だできない
ような状態になつておるのでございま
す。

それから督促の問題につきまして
は、友納課長からお答申上げます。

○説明員(友納課長) 事業主が全額
被保険者の負担する保険料までも負担
しておるものがあるのではないかと、そ
の額はどれくらいあるかという御質問
でございまして、これは元來違法な
ことでもございまして、調査により
ます数字はございせん。しかし考え
ますに、かくの如きものはごく小
さい事業場、すなわち五人ないし十人
というやうな企業形態が非常に貧弱な
恩恵關係で事業主労働者が勤務して
おるという事業場にだけあるのではない
か。こういうふうに考えられます。そ
れから次に延滞金の日歩二十銭は、國
稅徴収法の十銭と比較して苛酷ではな
いかという御質問でありましたが、こ
れは國稅徴収法も二十銭でございま
して、國稅徴収法との間には、督促状を
以ての期限を指定して、その指定期限
までに納められないときには、その日
から日歩二十銭つくといふことで符
符があつております。

○中平委員長 此の診療費の請求に
對する事業主の証明といふものは、こ
れはこれから申上げると意見になりま
すから、適当な時分に申上げますつ
もりでありまして、これは考慮をして
貰わなければいかん問題である。と思
うことは、何となれば出する側の側が知
らない負担を受けなければならぬとい
ふのであります。出してさへ置いたら
どんなふうになるかといふけれども
が、それは取る者と出す側において何
らの連絡がそこ一つもないと思いま
す。でありますからこれもその人が一
何の何某が、何日、どこのお医者へ行
つたか、それがとつとくに纏つて済んで
おる。而も病氣にも何千円という診
療報酬がついて来る筈はない。こうい
うことの疑問が起る筈はない。又何
日ということは、七日で済んだものが
十七日になつておる場合がないことも
ない。又二十日と思つて書いてあるけ
れども、實際は本人に聞くと十日と
いふこともないこともない。それから
医師は皆神様じやない。ここにおいで
の中山さんみたいな人ばかりであらば
いいと思ひますが、とにかく悪いこと
は誰でも好まぬといふやうなことであ
りますけれども、堂々として悪い手
段が行われておるからして、お医者さ
んだけが悪いことが行われておらんと
は保証できないのであります。だから
してそれで事業主の方の側でこれはど
うしても何の何某の診療は何ぼかつ
た。それでよろしいと、被保険者に聞
いて見てさういふに本人に聞いて
間違ひありませんといふところまで聞
いて、よろしいと言つてスタンプを押
すといふことになれば、医者も自然と
本當の正直な医療に對する診療報酬が
正しく出て来るわけになるのでありま
して、これはどうしても今後さういふ
方法を取つて行かねばならぬように私

は思つておりますが、まだそんなこ
とを考えておられん、又さういふよう
な考えもないといふことになれば、こ
れはどうせ意見の問題になりますから
適當の時期に申上げますが、よく一つ
御調査なりを願ひたいと思ひます。

○委員(長(兼本廳長)) 外に御質問ご
さいせんか。……それではちよつと
お願いしますが、初診料を一部負担さ
せるというやうな制度になると、健康
保險法の主目的である早期治療とい
ふことが根本から覆つてしまふことにな
りはいないか。健康保險はできるだけ
軽いうちに、できるだけ早いうちに医
者にいかからしめて、さうしてこれを重
病にならないやうに早く治して行く、
さうして生産面に拂わしめるやうに
するといふことが目的だと思つてです
が、このことのためにちよつと医者に
かかれば直ぐ治るやつが、初診料を取
られるために、一部負担であるために
医者にいかからない。それで漸次それが
大事な病氣になつてしまふといふや
うなことがあると、突にこれは非常に
健康保險の目的に副わぬことになつ
てしまふと思つて、中には一部
に濫用するやうなものがあるにいた
してしまふ。その弊害と、これを一部
負担にすることから起る健康保險の目
的に副わぬ結果に陥つて行く方の弊
害と眺み合して見ると、なか／＼重大
な問題だと思つて、その点につ
いてどういふやうにお考えになりまし
たか。ずつと前に一度さういふことが
行われたやうに承知しておるのであ
りますが、そのときの事情はどうであ
つたか、お話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(富永一君) 初診料を取
りますことが、健康保險が早期診
断、早期治療をする上におきまして非
常に悪いことであるといふ点の委員長
の御意見だと思ひますが、私共同感で
あると思ひます。初診料を取るとい
うことは健康保險といたしましては、私
共は好ましくないと思ひます。併しな
がら今日の状況におきましては、初診
料を一部負担することによつて、何と
申しますか、かかんでもいい治療を
受ける者の制限これはほんの少しでござ
いまして、さういふこともあつた
と思ひます。もう一つは初診料と申
しましては、今日申しましたやうに四十
円又は四十円以下でございまして、こ
の点につきましても本當に治療を必要
とする場合においては、ほかの費用と
違ひまして大したことはではないのじや
ないか、さういふやうな氣持もいたし
ます。今日、今日の保健診療の現状か
らみまして、この程度のことでは止むを
得ないといふことで、この改正をお願い
したのでございまして、健康保險本
來の形から、又將來におきましてもこ
れをずつと續けて行くべきものである
とは私は思つておりません。保險經濟
が立直り、日本の經濟が安定いたしま
する際におきましては、かくのごとき
ことは止めるべきものであると思ひま
す。又將來社会保険制度等につきま
しても亦御検討の問題だと思ひますが、
これは止むを得ざるの措置であつて、
而してその措置は初診料四十四円、又
は四十円の程度でありますので、こ
れを取らざるを得なかつたといふこと
なのであります。それから過去にお
いて初診料を取りました場合は、一部負
担を取りました場合は、職員健康保
險といふのがございまして、一部
は確かに二割でございまして、一部

負担を取つておたのでありますが、その後職員健康保険は合併になりました、そして一本の健康保険になりました、そのときには、確か五銭とか、十銭とかというように一部負担を取つていたと思うのであります。それから次に又初診料が一部負担になったように思つておりますが、その際におきまして問題がございましたのは、一つは先程中山先生がおつしやいましたように一部負担を拂わない者があつたといふことが一つ、もう一つはお医者さんが窓口で五銭取つたり、十銭とつたりすることが面倒臭くてかたわらないといふので、保険診療の評判を非常に悪くしたのでございます。そういう点がありまして一部負担制度を廃止したのでござい

ますが、今日又それに類似することをしてしなければならぬやうになつたといふことは、私は残念に存するのでござい

ます。○委員(根本重蔵君) それから初診料を四角、つまり四十円なり、四十四円なり取るといふと、健康保険の初診料のいわゆる総額といふものの見積り、それから初診料を取ることによつて、つまり従来であればかつておつた者が見合はしてしまふといふやうなことから、何と言いますか、医者にかかる者の数が幾らか少くなるという見込であれば、それによる価格はどうも

少くなるか、算定せられたのであります。○政府委員(宮崎太一君) お手許に「健康保険法の一部を改正する法律案」に関する参考資料といふのが御配付申上げてあると思ふのであります、その最後のページに「一部負担制度実施による減少」といふのが四として載

つておりますから、これを一つ説明いたします。○説明員(鈴木正雄君) 御説明申上げます。健康保険法の一部を改正する法律案に関する参考資料、最後のページを御覧願います。四の「一部負担制度実施による減少」の項で、一部負担制度の家族による費用の削減率〇・一一〇とありますのは、一部負担制度を実施するために、軽微な病気で一部負担を拂つてかかるのが面倒だといふやうなものによつて、現在健康保険で扱つております全体の療養給付している日数の一割一分が大体減少するといふ見込を立てております。

それから尚、この制度の実施後におきまして医者にかかる、そういうものに対する初診料の割合が現在の経費用の中の〇・〇二六、つまり二・六%か

かるものと見まして、この兩者を合計いたしまして〇・一三六、詰り費用総額の一三・六%が減少する、こういうふうに見込みを立てております。

○委員(根本重蔵君) 他に御質疑ありませんか。○山下義信君 基金の事務に従事しておる職員の数、又その事務の能率関係の状態など分るやうな資料はありますか。

○政府委員(宮崎太一君) 今持つてお

りませんが、支拂の迅速化などから御説明申上げます。○山下義信君 能率関係が非常に重大と思ひますが、支拂の迅速化などからいつても、機構がどういふふうになつておりますか。資料を頂戴したい。

○説明員(友納武人君) 基金の職員は現在八百名おります。これに對しまして能率と申しますか、どういふところ

に標準を置いておるか申しますと、月に一人が千六百件処理するといふ、大体件数に置いておるのであります。○委員(根本重蔵君) 本日の質疑はこの程度にいたしまして、残余の質疑は大回にお願ひいたします。本日はこれで散会いたします。

午後零時五十分散会
出席者は左の通り。

委員長 根本重蔵君
理事 坂井伊介君
委員 中平常太郎君
山下義信君
中山壽彦君
草葉隆國君
井上なつと君
穂積眞六郎君
政府委員 宮崎太一君
説明員 厚生事務官 友納武人君
保険局長 鈴木正雄君
厚生技官(保険局技理課長)

四月二十三日日本委員会に左の事件を付託された。

一、健康保険法の一部を改正する法律案
二、厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法の一部を改正する法律案
健康保険法の一部を改正する法律案
健康保険法(大正十一年法律第七十

号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項但書を次のように改め、
但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ超ユル期間毎ニ受クルモノハ此ノ限ニ在

ラズ
第三條第二項を次のように改め、同條第一項を削る。
標準報酬ハ被保険者ノ報酬月額ニ基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬ノ等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	二〇〇〇圓	二〇〇〇圓未満
第二級	二五〇〇圓	二五〇〇圓以上 二七〇〇圓未満
第三級	三〇〇〇圓	二七〇〇圓以上 二九〇〇圓未満
第四級	三五〇〇圓	二九〇〇圓以上 三一〇〇圓未満
第五級	四〇〇〇圓	三一〇〇圓以上 三三〇〇圓未満
第六級	四五〇〇圓	三三〇〇圓以上 三五〇〇圓未満
第七級	五〇〇〇圓	三五〇〇圓以上 三七〇〇圓未満
第八級	六〇〇〇圓	三七〇〇圓以上 三九〇〇圓未満
第九級	七〇〇〇圓	三九〇〇圓以上 四一〇〇圓未満
第一〇級	八〇〇〇圓	四一〇〇圓以上 四三〇〇圓未満
第一級	九〇〇〇圓	四三〇〇圓以上 四五〇〇圓未満
第一二級	一〇〇〇〇圓	四五〇〇圓以上 四七〇〇圓未満
第一三級	一三〇〇〇圓	四七〇〇圓以上 四九〇〇圓未満
第一四級	一六〇〇〇圓	四九〇〇圓以上 五一〇〇圓未満
第一五級	二〇〇〇〇圓	五一〇〇圓以上 五三〇〇圓未満
第一六級	二六〇〇〇圓	五三〇〇圓以上 五五〇〇圓未満
第一七級	三〇〇〇〇圓	五五〇〇圓以上 五七〇〇圓未満
第一八級	三三〇〇〇圓	五七〇〇圓以上 五九〇〇圓未満
第一九級	三六〇〇〇圓	五九〇〇圓以上 六一〇〇圓未満

第六條の次に次の一條を加える。
第六條ノ二 健康保険組合ガ其ノ事務所若ハ第二十三條ノ規定ニ依ル
施設ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

施による減少」というのが四として載

て能率と申しますか、どういふところ

健康保険法（大正十一年法律第七十

猪所者（第二十三條ノ規定ニ依ル

記ニ付テハ登録税ヲ課セズ

第十一條第三項本文中「五錢」を

「二十錢」に、同項第一号中「百圓」

を「千圓」に、同條第四項中「前項」

を「前二項」に、「一圓」を「十圓」

に改め、同條同項に後段として「延滞金ノ金額二十圓未滿ノ端數アルトキハ之ヲ切捨テ計算ス」を加え、同項を第五項とし、同條第四項として次の一項を加える。

延滞金ヲ計算スルニ當リ徵收金額二十圓未滿ノ端數アルトキハ其ノ端數ハ之ヲ切捨テ計算ス

第十一條ノ二第二項本文中「財産ノ在ル市町村」の下に「（東京都ノ區ノ存スル區域並ニ地方自治法第五十五條第二項ノ市ニ在リテハ區以下之ニ同ジ）を加え、同條第四項を削る。

第二十二條中第二項から第四項までを削る。

第四十二條ノ二第五項中「第二十三條、」を「第六條、第六條ノ二、第二十三條、」に改める。

第四十三條ノ二に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三條ノ六第二項ニ規定スル厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ算定セララルル初診料ノ額ニ相當スル額ヲ一部負擔金トシテ支拂フベシ但シ健康保險組合ハ其ノ規約ヲ以テ組合ノ指定スル者ニ就キ給付ヲ受クル者ニ付テハ一部負擔金ニ相當スル額ヲ限度トシテ別段ノ定メ爲スコトヲ得

第四十三條ノ三第一項中「保險醫又ハ保險藥師ハ」の下に「命

令ノ定ムル所ニ依リ」を加える。

第四十三條ノ四第一項中「保險醫及保險藥師ハ」の下に「厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ」を加え、同條第二項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

厚生大臣前項ノ定メ爲サントスルトキハ中央社會保險診療協議會ノ意見ヲ聽クベシ

第四十三條ノ六第一項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負擔金ニ相當スル額ヲ控除シタル額」を加える。

第四十四條ノ二第二項中「療養ニ要スル費用」の下に「ヨリ一部負擔金ニ相當スル額ヲ控除シタル額」を加える。

第四十九條第一項但書を削る。

第五十條第一項但書を削る。

第五十條ノ二第二項中「百圓」を「二百圓」に改め、同條第二項を削る。

第五十九條ノ二第五項中「第四十三條ノ二、」を「第四十三條ノ二第一項、」に改める。

第五十九條ノ三「千圓」を「二千圓」に改める。

第五十九條ノ四第一項中「五百圓」を「千圓」に、同條第三項中「第五十條ノ二第一項」を「第五十條ノ二及第五十五條」に改める。

第六十二條第三項中「第四十六條及第五十一條第二項」を「第四十六條並ニ第五十一條第二項及第三項」に改める。

第六十九條ノ二中「第六十二條第一項及第二項、」を「第六十一條、第六十二條第一項及第二項、第六十三條、」に改める。

第七十一條ノ四第一項中「千分ノ四十」を「千分ノ五十」に、同條第二項中「千分ノ三十六乃至千分ノ四十四」を「千分ノ四十五乃至千分ノ五十五」に、「健康保險委員會」を「健康保險審議會」に改める。

第七十五條ノ二中「千分ノ二十五」を「千分ノ三十」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第七十九條ノ二の次に、次の一章を加える。

第六章 健康保險審議會

第七十九條ノ三 政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲、厚生省ニ健康保險審議會（以下審議會ト稱ス）ヲ置ク

第七十九條ノ四 審議會ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付、厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建議スルコトヲ得

厚生大臣ハ政府ノ管掌スル健康保險事業ニ付テハ企畫、立法又ハ實施ノ大綱ニ關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求ムルモノトス

第七十九條ノ五 審議會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各六人ヲ以テ之ヲ組織ス公益ヲ代表スル委員中ニハ醫療關係ノ經驗者ヲ含ムモノトス

各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第七十九條ノ六 委員ノ任期ハ二年トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ命ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七十九條ノ七 審議會ニ公益ヲ代

表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表ス

會長事故アルトキハ第一項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第七十九條ノ八 厚生大臣ハ審議會ノ要求アリタルトキハ健康保險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供スベシ

第七十九條ノ九 審議會ハ必要ニ應ジ開クモノトス但シ正當ナル理由アル場合ヲ除クノ外少クモ三月ニ一回以上之ヲ開クベシ

第七十九條ノ十 審議會ハ會長之ヲ招集ス

會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルトキ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求アリタルトキハ二週間以内ニ審議會ヲ招集スベシ

第七十九條ノ十一 審議會ハ毎會計年度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ於ケル審議會ノ活動狀況、審議ノ結果及建議ノ大要ヲ文書ヲ以テ厚生大臣ニ報告スベシ

第七十九條ノ十二 審議會ニ幹事八人以内ヲ置キ厚生省ノ職員又ハ學識經驗者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第七十九條ノ十三 審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八十四條ノ二の次に次の二條を加える。

第八十四條ノ三 健康保險審議會ニ幹事六人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

幹事ハ健康保險審議會ノ委員ノ要求アリタルトキハ常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ爲スモノトス

第八十四條ノ四 健康保險審議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第八十七條第一項中「六月」を「一年」に、「五千圓」を「三萬圓」に改め、同條第三項及び第四項を削る。

第八十八條を次のように改める。

第八十八條 被保險者ヲ使用スル事業主故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處ス

一 本法ノ規定ニ依リ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ、文書ノ提示ヲ爲サズ又ハ出頭セザルトキ

二 本法ノ規定ニ依リ當該官吏更員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ花ハ忌避シタルトキ

三 第七十七條本文ニ規定スル保險料ヲ督促狀ニ指定シタル期限迄ニ納付セザルトキ

第八十八條ノ二を次のように改める。

第八十八條ノ二 前條ニ規定スル者以外ノ者ニシテ保險給付ヲ受クベキモノ其ノ他ノ關係者故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ六月以下ノ懲役又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

本法ノ規定ニ依ル報告、申出
若ハ届出ヲ爲サズ、虚偽ノ報告、
申出若ハ届出ヲ爲シ、文書ノ提
出ヲ爲サズ若ハ出頭セズ又ハ醫
師ノ診断ヲ拒ミタルトキ
二 本法ノ規定ニ依ル當該官吏
員ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若
ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シ又ハ検査ヲ
拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタルトキ
第八十八條ノ三を削る。
第九十一條中「第八十七條第三
項若ハ第四項、」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十四年五月
一日から施行する。但し、第七十
一條の四第一項の改正規定は、昭
和二十四年四月一日から適用す
る。

2 この法律の施行の日前に被保險
者の資格を取得して、この法律施
行の日まで引き続き被保險者の
資格のある者の標準報酬につい
ては、その者が同日において被保險
者の資格を取得したものと同じとし
て、これを算定する。

3 この法律施行の日前に督促状を
發した保險料に対する延滞金につ
いては、なお従前の例による。

4 この法律施行の日において現に
健康保險委員會の委員、幹事及び
書記の職にある者は、それぞれ健
康保險籌備會の委員、幹事、又は
書記を命ぜられたものとみなす。
但し、委員の任期は、その者が健
康保險委員會の委員を命ぜられ、
又は委嘱された時から起算する。
厚生年金保險法等の一部を改正す
る法律案

厚生年金保險法等の一部を改正
する法律
第一條 厚生年金保險法（昭和十六
年法律第六十号）の一部を次のよ
うに改正する。

第二條 第二項から第四項までを
削る。
第三條 第一項但書を次のように
改める。
但シ臨時ニ受クルモノ及三月ヲ
超ユル期間毎ニ受クルモノハ此
ノ限ニ在ラズ
第三條 第二項中「行政廳を」都
道府縣知事」に改め、同條同項
に次の但書を加える。
但シ被保險者が健康保險組合ノ
組合員ニシテ其ノ健康保險組合
ガ健康保險法第二條第三項ノ規
定ニ依ル定額ヲ爲シタル場合ニ於
テハ其ノ定額ニ依リテ之ヲ定ム
ハ其ノ定額ニ依リテ之ヲ定ム
第四條 第二項を次のように改め
る。
標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額
ニ基キ右ノ區別ニ依リテ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報 酬 月 額
第一級	二、〇〇〇圓	二、二五〇圓未満
第二級	二、五〇〇圓	二、二五〇圓以上二、七五〇圓未満
第三級	三、〇〇〇圓	二、七五〇圓以上三、二五〇圓未満
第四級	三、五〇〇圓	三、二五〇圓以上三、七五〇圓未満
第五級	四、〇〇〇圓	三、七五〇圓以上四、二五〇圓未満
第六級	四、五〇〇圓	四、二五〇圓以上四、七五〇圓未満
第七級	五、〇〇〇圓	四、七五〇圓以上五、五〇〇圓未満
第八級	六、〇〇〇圓	五、五〇〇圓以上六、五〇〇圓未満
第九級	七、〇〇〇圓	六、五〇〇圓以上七、五〇〇圓未満
第一〇級	八、〇〇〇圓	七、五〇〇圓以上

第四條第四項を次のように改
め、同條第七項中「第五項」を「第
三項」に改め、同條第一項及び第
五項を削る。
被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリ
タルニ因リ従前ノ報酬月額ニ基キ
定メラレタル標準報酬ニ該當セザ
ルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報
酬ニ増減アリタル月ノ翌月（報酬
ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナル
トキハ其ノ月）ヨリ其ノ標準報酬
ヲ變更ス
第四條ノ二第二項に次の但書を加
える。
但シ被保險者ガ健康保險組合ノ組
合員ナル場合ニ於テハ其ノ者ノ報
酬月額ハ其ノ健康保險組合ガ健康
保險法第三條ノ二第三項ノ規定ニ

依リ定メタル算定方法ニ依リテ之
ヲ算定ス
第十一條を次のように改める。
第十一條 保險料ノ滞納スル者アル
トキハ行政廳ハ期限ヲ指定シテ之
ヲ督促スベシ
前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サント
スルトキハ行政廳ハ納付義務者ニ
對シ督促狀ヲ發スベシ
前項ノ督促狀ハ納付義務者ガ健康
保險法第十一條ノ規定ニ依リ督促
ヲ受クル者ナルトキハ同法同條ノ
規定ニ依ル督促狀ニ併記シテ發ス
ルコトヲ得

行政廳ハ督促狀ヲ發シタルトキハ
督促手數料シテ十圓ヲ徵收ス但
シ前項ノ規定ニ依リ督促狀ヲ發シ
タルトキハ督促手數料ハ之ヲ徵收
セズ
第二項ノ督促狀ニ依リ督促ヲ爲シ
タル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ
付一日二十錢ノ割合ヲ以テ納期限
ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差
押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算
シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各
號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ
付酌量スベキ情狀アリト認めル場
合ハ此ノ限りニ在ラズ
一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額
千圓未満ナルトキ
二 納期ノ繰上ガ徵收ヲ爲ストキ
三 納付義務者ノ住所及居所ガ日
本國內ニ在ラザル爲メ又ハ其ノ住
所及居所共ニ不明ナル爲メ公示送
達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ
督促ヲ爲シタルトキ
延滞金ヲ計算スルニ當リ徵收金額
ニ千圓未満ノ端數アルトキハ其ノ
端數ハ之ヲ切捨テ計算ス

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收
金ヲ完納シタルトキ又ハ前二項ノ
規定ニ依リ計算シタル金額ガ十圓
未満ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ
延滞金ノ金額ニ十圓未満ノ端數アル
トキハ之ヲ切捨ツ

第十一條ノ二を次のように改める。
第十一條ノ二 前條ノ規定ニ依ル督
促ヲ受ケタル者其ノ指定ノ期限迄
ニ保險料其ノ他本法ニ依ル徵收金
ヲ納付セザルトキハ行政廳ハ國稅
滞納處分ノ例ニ依リテ之ヲ處分シ又
ハ滞納者若ハ其ノ者ノ財産ノ在ル
市町村（東京都ノ區ノ存スル區域
及地方自治法第五十五條第二項
ノ市ニ在リテハ區以下ノ同ジ）ニ
對シ之ガ處分ヲ請求スルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ市町村ニ對シ處
分ヲ請求シタルトキハ市町村ハ附
町村稅ノ例ニ依リテ之ヲ處分ス此ノ
場合ニ於テハ行政廳ハ徵收金額ノ
百分ノ四ニ相當スル金額ヲ當該市
町村ニ交付スベシ

第二十六條ノ六の次に次の二條を
加ふる。
第二十六條ノ七 前五條ノ規定ニ依
リ保險給付ヲ受ケベキ遺族ニ同順
位者ガ二人以上在ル場合ニ於テハ
其ノ保險給付ハ其ノ人数ニ依リ等
分シテ之ヲ支給ス

第二十六條ノ八 遺族年金又ハ遺見
年金ヲ受ケル同順位者中、人ガ其
ノ年金ヲ受ケル權利ヲ失ヒタル場
合ニ於テ仍同順位者ガ二人以上在
ルトキハ其ノ遺族年金又ハ遺見年
金ハ其ノ人数ニ依リ等分シテ之ヲ
支給ス

第三十七條ノ二を次のように改め
る。

第三十七條ノ二 別表第一ニ定ムル

發病ノ程度一級ニ該當スルニ因リ
障害年金ヲ受クル者ノ配偶者又ハ
十六歳未満ノ子ニシテ障害年金ヲ
受クル者ガ發病ト爲リタル當時其
ノ者ニ依リ生計ヲ維持シタルモノ
アルトキハ其ノ配偶者又ハ子一人
ニ付二千四百圓ヲ前條各項ノ金額
ニ加給ス但シ障害年金ヲ受クル者
ガ發病ト爲リタル當時ヨリ引續キ
不具發病ニ因リ労働能力ナキ子ニ
付テハ十六歳以上ト雖モ之ヲ加給
ス

第二十六條第二項ノ規定ハ障害年
金ヲ受クル者ガ發病ト爲リタル當
時胎兒タル子ニ付テハ準用ス
第四十六條ノ二ニ次ノ一項を加え
る。

第二十六條ノ八ノ規定ハ前項ノ規
定ニ依リ遺族年金ヲ受領位者ニ轉
給スル場合ニ之ヲ準用ス
第五十八條ノ二ニ次ノ一項を加え
る。

保險料額ハ第二十四條第一項（第
二十五條ノ二ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム）又ハ第二項ノ規定ニ依リ
計算シタル被保險者タリシ期間ノ
各月ニ付被保險者ノ標準報酬月額
ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス
第二十二條ノ規定ニ依リ被保險者
ノ其ノ被保險者ト爲リタル月ノ保險
料額ハ前項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス
第一項ノ規定ニ依リ徵收スル保險
料ノ保險料率ハ左ノ如シ

一 坑内タル被保險者ニ付テハ千
分ノ百二十三
二 坑内夫タル被保險者以外ノ男
子タル被保險者ニ付テハ千分ノ
九十四
三 女子タル被保險者ニ付テハ千
分ノ五十五
四 第二十二條ノ規定ニ依リ被保

險者ニ付テハ千分ノ七十八

第五十八條ノ二を削る。
第六章を第七章とし、第五章を第
六章とし、第六十一條ノ次に次の
一章を加える。

第五章 厚生年金保險審議會
第六十一條ノ二 厚生年金保險事業
ノ運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲
厚生省ニ厚生年金保險審議會（以
下審議會ト稱ス）ヲ置ク
第六十一條ノ三 審議會ハ厚生年金
保險事業ノ運営ニ關スル事項ニ付
厚生大臣ノ諮問ニ應ジ審議シ及文
書ヲ以テ答申スルノ外自ラ厚生大
臣若ハ關係各大臣ニ文書ヲ以テ建
議スルコトヲ得
厚生大臣ハ厚生年金保險事業ニ付
テノ企畫、立法又ハ實施ノ大綱ニ
關シ豫メ審議會ノ意見ヲ求ムルモ
ノトス

第六十一條ノ四 審議會ハ被保險者
ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表ス
ル委員及公益ヲ代表スル委員各六
人ヲ以テ之ヲ組織ス
各委員ハ厚生大臣之ヲ命ズ
第六十一條ノ五 委員ノ任期ハ二年
トシ一年毎ニ其ノ半數ヲ命ズ
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ命
ゼラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ
殘任期間トス

第六十一條ノ六 審議會ニ公益ヲ代
表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル
會長一人ヲ置ク
會長ハ會務ヲ總理シ審議會ヲ代表
ス
會長事故アルトキハ第一項ノ規定
ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務
ヲ代理ス
第六十一條ノ七 厚生大臣ハ審議會

ノ要求アリタルトキハ厚生年金保
險事業ニ關スル資料及情報ヲ提供
スベシ
第六十一條ノ八 審議會ハ必要ニ應
ジ開クモノトス但シ正當ナル理由
アル場合ヲ除クノ外少クモ三月
ニ一回以上之ヲ開クベシ
第六十一條ノ九 審議會ハ會長之ヲ
招集ス
會長ハ厚生大臣ノ諮問アリタルト
キ又ハ委員ノ三分ノ一以上ノ要求
アリタルトキハ二週間以内ニ審議
會ヲ招集スベシ
第六十一條ノ十 審議會ハ毎會計年
度經過後六十日以内ニ其ノ年度ニ
於ケル審議會ノ活動狀況、審議ノ
結果及建議ヲ大體テ文書ヲ以テ厚
生大臣ニ報告スベシ
第六十一條ノ十一 審議會ニ幹事八
人以内ヲ置キ厚生省ノ職員又ハ學
識經驗者ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ
幹事ハ委員ノ要求アリタルトキハ
常ニ之ニ對シ技術上ノ助言及事務
上ノ援助ヲ爲スモノトス
第六十一條ノ十二 審議會ニ書記五
人以内ヲ置キ厚生省ノ職員ニ就キ
厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從
事ス
第六十三條中「第十一條」を「第
十一條ノ二」に改める。
第六十五條ノ十五を第六十五條ノ
十七とし、第六十五條ノ十四の次
に次の二條を加える。

シ技術上ノ助言及事務上ノ援助ヲ
爲スモノトス

第六十五條ノ十六 厚生年金保險審
議會ニ書記五人以内ヲ置キ厚生省
ノ職員ニ就キ厚生大臣之ヲ命ズ
書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從
事ス
第六十七條中「事業主」を「被保
險者ヲ使用スル事業主故ナク」に、
「トキハ一萬圓」を「場合ニ於テハ
六月以下ノ總額又ハ三萬圓」に、同
條第一号中「提出」を「提示」に改め、
同條に次の一號を加える。

三 第六十條本文ニ規定スル保
險料ヲ督促狀ニ指定シタル期
限迄ニ納付セザルトキ
第六十八條中「事業主」を「前
條ニ規定スル者」に、「左ノ各號
ノ一ニ該當スルトキハ五千圓」を
「故ナク左ノ各號ノ一ニ該當スル
場合ニ於テハ六月以下ノ總額又ハ
一萬圓」に、同條第一号中「又ハ
出頭セザルトキ」を「若ハ出頭セ
ズ又ハ醫師ノ診斷ヲ拒ミタルト
キ」に改める。

第三條 厚生年金保險法等の一部を
改正する法律（昭和二十三年法律
第二百七十七號）の一部を次のよう
に改正する。
附則第五條第二項を次のように
改める。
2 厚生年金保險法施行令（昭和
十六年勅令第二百五十號）別
表第一の定による發病ノ程度一
級（労働者年金保險法施行令中
改正の件（昭和十九年勅令第三
百六十三號）別表第一の定による
發病ノ程度一級から三級まで
を含む。）に該當したことによ

つて障害年金を受ける者の配偶
者又は十六歳未満の子であつ
て、障害年金を受ける者が發病
になつた當時その者によつて生
計を維持していたものがある
ときは、その配偶者又は子一人に
ついて二千四百圓を前項の金額
に加給する。但し、障害年金を
受ける者が發病になつた當時か
ら引き続き不具發病のため勞
働能力のない子については、十
六歳以上であつても、これを加
給する。
附則第五條に次の一項を加え
る。
3 厚生年金保險法第二十六條第
二項の規定は、障害年金を受け
る者が發病になつた當時胎兒で
あつた子について、これを準用
する。
附則第十一條を次のように改
める。
第十一條 厚生年金保險法第五十
八條第四項の規定による保險料
率は、當分の間、同條同項の規
定にかかわらず、これを同條同
項第一号の被保險者について
は、千分の三十五、同條同項第
二号の被保險者については、千
分の三十、同條同項第三号の被
保險者については、千分の三十
とする。
附則
1 この法律は、昭和二十四年五月
一日から施行する。
2 この法律施行の日前に被保險者
の資格を取得して、この法律施行
の日まで引き続き被保險者の資
格のある者の標準報酬について

第九部 厚生委員會會議第十五号 昭和二十四年四月二十五日【參議院】

は、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。

3 この法律施行の日前に督促状を發した保険料に対する延滞金については、なお従前の例による。

4 この法律施行の日において、障害年金を受ける権利のある者に支給する障害年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百二十七号）附則第五條第一項又は附則第八條の規定によつて増額した障害年金を除く。）のうち、厚生年金保険法等の一部を改正する法律施行の日前の標準報酬のみに基いてその額を算定した障害年金の額は、厚生年金保険法第三十七條第一項又は健康保険法の一部を改正する等の法律（昭和二十二年法律第四十五号）附則第四條若しくは附則第五條の規定にかかわらず、従前の障害年金の額の五倍に相当する額とする。

5 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

6 この法律施行の日の翌日以後において、厚生年金保険法等の一部を改正する法律施行の日前の標準報酬のみに基いてその額を算定する障害年金（厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八條の規定によつて増額する障害年金を除く。）を受ける権利を有するに至つた者があるときは、その者に支給する障害年金の額の算定については、第四項の規定を準用する。

7 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

8 この法律施行の日において、現に厚生年金保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ厚生年金保険審議会の委員、幹事又は書記を命ぜられたものとみなす。

9 前項の規定によつて、厚生年金保険審議会の委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が厚生年金保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

10 厚生年金保険法第五十七條第一項の規定は、第四項（第六項の規定によつて準用する場合を含む。）の規定によつて、増額せられる障害年金のその増額せられる部分については、適用しない。

7 厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五條第二項及び同條第三項の規定は、前項の場合に準用する。

8 この法律施行の日において、現に厚生年金保険委員会の委員、幹事及び書記の職にある者は、それぞれ厚生年金保険審議会の委員、幹事又は書記を命ぜられたものとみなす。

9 前項の規定によつて、厚生年金保険審議会の委員を命ぜられたものとみなされた委員の任期は、その者が厚生年金保険委員会の委員を命ぜられ、又は委嘱された時から起算する。

10 厚生年金保険法第五十七條第一項の規定は、第四項（第六項の規定によつて準用する場合を含む。）の規定によつて、増額せられる障害年金のその増額せられる部分については、適用しない。